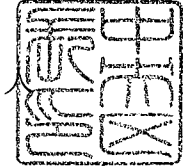




31中総総第1633号
令和2年2月5日

大都市制度（特別区設置）協議会
会長 今井 豊 様

中央区長 山 本 泰



特別区名の使用（特別区設置協定書への記載）についての回答

令和2年1月20日付け大副第71号の文書においてご依頼のありました特別区名「中央区」の使用につきまして、本区としての意見を申し述べます。

本区は、昭和22年の地方自治法施行とともに特別区として誕生して以来70年以上にわたり、文字どおり首都東京の文化・商業・情報の中心地として発展してまいりました。

そしてこの間、東京23区が一体となって積み上げてきた自治権拡充運動の成果が実り、平成12年には地方自治法が改正され、都と特別区の法的位置付けが明確化されております。すなわち都の内部的な団体とされてきた特別区は、第一義的に直接住民に対して責任を有する「基礎的な地方公共団体」であることが明文化されました。これを受けて、本区は表記及び呼称についてもそれまでの「東京都中央区」から「中央区」に改め、さらなる区民福祉の向上を目指して本区の特性に応じた自律的な行政運営を行ってきております。

このような状況のもとで、同趣旨の特別区制度での同一名称の使用については、行政を進めていく上でさまざまな問題や混乱、住民の戸惑いが生じることなどが懸念されます。

「中央区」の名称を使用している本区としては、同一名称の使用はできるだけ避けていただきたく、貴協議会においてご検討いただければ幸いに存じます。